

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

10月12日発行

Vol.566

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

第22回福島県知事選挙 福島県議会議員補欠選挙 (郡山市選挙区、双葉郡選挙区)

不在者投票について



●投票期間

・県知事選挙

10月14日(金)～28日(金)

・県議会議員補欠選挙

10月21日(金)～28日(金)

※どちらも土・日を除く。

●投票時間

午前8時30分～午後5時30分

●投票場所

三条市選挙管理委員会事務局
(三条市役所三条庁舎3階)



15ページをご覧ください。

問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・南相馬市議会議員一般選挙
立候補予定者説明会 ----- 2
- ・南相馬市ゼロカーボン推進計画
策定委員会 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 双葉町 ----- 10

●三条市News

- ・第22回福島県知事選挙、
福島県議会議員補欠選挙の
不在者投票 ----- 15

●新潟県

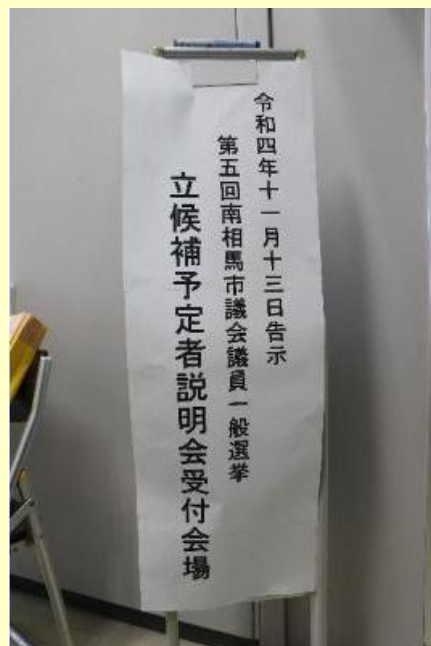
- ・県外避難者の受入状況 ----- 16

10/4 火

南相馬市議会議員一般選挙立候補予定者説明会

10月4日、令和4年11月20日執行の南相馬市議会議員一般選挙に係る立候補予定者説明会を開催しました。

現職・新人合わせて21人の関係者が出席しました。



10/4 火

南相馬市ゼロカーボン推進計画策定委員会

10月4日、第1回南相馬市ゼロカーボン推進計画策定委員会を開催しました。

市では、2050年（令和32年）までの市内における温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すゼロカーボンの実現に向け、削減目標や取組を盛り込んだ「(仮称)南相馬市ゼロカーボン推進計画」を令和5年度に策定する予定です。

本委員会は、学識経験者、市内事業者、関係団体および市民など17人で構成しており、計画に関する助言・提案などを議論していただきました。

当日は委嘱状の交付も行われ、委員を代表して福島大学教授の佐藤理夫氏に市長から委嘱状が手渡されました。





南相馬市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金（国民健康保険）の支給について期間を更新しました

10月3日HP更新

南相馬市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

対象者

次の4つの条件をすべて満たす方

1. 給与の支払いを受けている南相馬市国民健康保険の加入者であること
2. 新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなったこと
3. 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から**令和4年12月31日まで**の間に属すること
4. 給与などの支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

支給額

$$\frac{\text{（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額）}}{\text{（就労日数で除した金額）}} \times 2/3 \times \text{（支給対象となる日数）}$$

注意 給与などの全部または一部を受けることができる場合は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

注意 支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日から**令和4年12月31日**の間で療養のために労務を服することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）

次ページへ続きます 

申請方法

申請を希望する場合は、市民課保険年金係（電話 0244-24-5233）まで必ず事前に電話で問い合わせてください。

注意 新型コロナウイルス感染症に感染した日、または感染の疑いによる療養のために休業された日の翌日から起算して2年間で時効となりますのでご注意ください。

▶ 傷病手当金の申請について（被保険者の方へ） [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/12/20221003_i1fw2.pdf



▶ 新型コロナウイルスによる傷病手当金に関するQ&A [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/12/20221003_rp7vi.pdf



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金（後期高齢者医療保険）の 支給について期間を更新しました

10月3日HP更新

南相馬市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

対象者

次の4つの条件をすべて満たす方

1. 給与の支払いを受けている後期高齢者医療制度に加入していること
2. 新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなったこと
3. 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から**令和4年12月31日まで**の間に属すること
4. 給与などの支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

次ページへ続きます 

支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

支給額

$$\frac{\text{(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額)}}{\text{(就労日数で除した金額)}} \times 2/3 \times \text{(支給対象となる日数)}$$

注意 給与などの全部または一部を受けることができる場合は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

注意 支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日から福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療施行規則に定める日（**令和4年12月31日**）までの間で療養のために労務を服することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで）

申請方法

支給を受けるためには、申請が必要となります。申請を希望する場合は、市民課保険年金係（電話0244-24-5233）まで必ず事前に電話で問い合わせてください。

注意 新型コロナウイルス感染症に感染した日、または感染の疑いによる療養のために休業された日の翌日から起算して2年間で時効となりますのでご注意ください。

▶ 福島県後期高齢者医療広域連合ホームページ
<https://www.fukushima-kouiki.jp/?p=1724>

**問い合わせ**

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

後期高齢者医療制度を更新しました

10月4日HP更新

東日本大震災に関する対応について

福島県後期高齢者医療広域連合では、被災された方々が、安心して医療や給付サービスを受けることができますよう、対応をおこなっています。

- ▶ 東日本大震災に関わる対応について（福島県後期高齢者医療広域連合）
https://www.fukushima-kouiki.jp/?page_id=379



■申請書・届出書のダウンロードについて

各種申請書および届出書は、市町村窓口で受け付けています。

- ▶ 各種申請書・届書ダウンロード（福島県後期高齢者医療広域連合）
https://www.fukushima-kouiki.jp/?page_id=403



後期高齢者医療制度とは

平成20年4月から、75歳以上の方のための新しい医療制度として「後期高齢者医療制度」が始まりました。

運営は、都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市町村が協力して行います。

広域連合は主に制度の運営を行い、市町村は主に窓口業務を行います。

- ▶ 制度のしくみ（福島県後期高齢者医療広域連合）
https://www.fukushima-kouiki.jp/?page_id=363



加入について

75歳になると、自動的に後期高齢者医療制度へ移行しますので、加入するために必要な手続きはありません。保険証は、75歳の誕生日の1～2週間前に自宅へ郵送します。

また、65歳から74歳までの方で、一定の障がいがある方は、広域連合へ申請することで後期高齢者医療制度へ移ることができます。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

負担割合について

病院での窓口の負担割合は、かかった医療費の1割です。

ただし、一定以上の収入がある方については2割または3割となります。

- ▶ 医療機関窓口での自己負担割合（福島県後期高齢者医療広域連合）
https://www.fukushima-kouiki.jp/?page_id=363#4

次ページへ続きます 

保険料の計算について

年額保険料 = 均等割額（定額） + 所得割額（被保険者の所得に応じた額）

注意 年額保険料の上限は、66万円です。

注意 保険料は100円未満を切り捨てます。

令和4・5年度の保険料率は下記のとおりです（均等割額と所得割率は2年ごとに見直しされます）。

■均等割額 44,300円（世帯の所得に応じて軽減措置があります）

■所得割額（総所得金額等－43万円）×所得割率8.48%

保険料の軽減について

■均等割額の軽減

所得の低い世帯については、保険料の軽減措置があります。世帯主と被保険者の総所得金額などに応じて均等割額（44,300円）が軽減されます。

軽減割合	世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額
7割 (31,010円減)	43万円 + 10万円 × {年金・給与所得者数-1} 以下 の場合
5割 (22,150円減)	43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × {年金・給与所得者数-1} 以下 の場合
2割 (8,860円減)	43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × {年金・給与所得者数-1} 以下 の場合

注意 65歳以上（1月1日時点）の方の年金所得は、さらに特別控除（15万円）を差し引いた額で判定します。

■所得割額の軽減

所得割額の軽減措置は、平成30年度から本則（軽減なし）となりました。

■被用者保険の被扶養者だった方への軽減

被用者保険の被扶養者から後期高齢者医療制度へ移行した方は、均等割額（44,300円）の5割のみの負担となり、所得割額の負担はありません。

これにより、年間の保険料が22,150円となります。

保険料の納め方

保険料は、原則として年金からの特別徴収となります。ただし、以下の方については口座振替や納付書によって納めていただくようになります。

- 年金受給額が18万円未満（年額）の方
- 後期高齢者医療の保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の半分を超える方

次ページへ続きます 

■保険料の支払方法の変更について

保険料を年金から支払っている方のうち、口座振替を希望する方は申し出により、口座振替による納付へ変更が可能です。

手続きの方法などについては、担当課へお問い合わせください。

保険料を滞納した場合

特別の理由がなく保険料を滞納した場合は、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。

また、特別の理由がなく保険料を1年以上滞納すると、「資格証明書」が交付される場合があります。医療機関で受診した場合は、いったん全額自己負担となります。

納期限までに保険料を納めることが困難な場合は、担当課へご相談ください。

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [10/7～10/14]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 南相馬市長 10月 定例記者会見 [11分]
3. 鹿島 小高 原町 三区夏祭り～盆唄響く故郷の夏～ [11分]
4. マイナンバーの勧め [8分]
5. 気をつけろ“万引き”編 [2分]
6. 自分と大切な人の命を守るために ふくしまマイ避難ノート [6分]
7. 元気モリモリ! もりあげ隊 エール体操 [6分]
8. おしえて! みゅーまくん! “キケン! 猛毒キノコカエンタケ” 編 [9分]
9. 南相馬市民の歌 [4分]
10. リクエストアワーのお知らせ [1分]



みゅーまくん

南相馬市HPから

令和4年度交流自治体中学生親善野球大会

10月8日～10日

東日本大震災ならびに原発事故の影響により、屋外で運動を行うことが困難な状況下にあった本市の子どもたちに対し、震災や原発事故を気にせず思い切り野球を楽しんでもらいたいという、杉並区と台湾台北市のご好意により、平成23年12月、台湾の地において、台湾、杉並区、南相馬市の中学生が参加し、野球を通じた交流が始まりました。

その後は、台湾と杉並区で交互に親善野球大会を開催してきました。

昨年、一昨年は、新型コロナの影響により、中止を余儀なくされましたが、今年は3年ぶりに杉並区で開催され、南相馬市選手団の中学生14人が参加して交流と友好を深めました。



10月8日（土）会場：中野サンプラザ

- ・開会式 中学生交流会 歓迎懇親会

10月9日（日）会場：上井草スポーツセンター（杉並区）

- ・親善試合 南相馬 0 対 8 大理高中(台湾)
- ・親善試合 南相馬 7 対 5 杉並ウエスト

10月10日（月・祝）会場：上井草スポーツセンター（杉並区）

- ・親善試合 南相馬 10 対 2 杉並イースト
- ・交流試合 南相馬・杉並 対 大理高中・杉並
- ・元プロ野球選手 鈴木尚広氏、内達也氏による野球レッスン



問い合わせ 市民生活部 スポーツ推進課 TEL 0244-46-2124



双葉町からのお知らせ

双葉町HP「町長の活動状況」から

(株)アルメディオ福島双葉工場竣工式

9月28日

9月28日、中野地区産業拠点において株式会社アルメディオ福島双葉工場の竣工式が行われました。

株式会社アルメディオは、オーディオやコンピューター周辺機器の基準・調整用テストディスクなどを開発・製造、ナノマテリアル事業などに取り組む会社です。

伊澤町長は、高橋社長の案内で工場内を見学し、「カーボンナノファイバーは、産業として新しい分野であり、色々なものに応用できることを説明を聞いて知り、期待のできる産業であると確信しました」と述べました。



ふたばワールド2022in双葉

9月23日

9月23日、双葉町を会場にふたばワールド2022in双葉が開催されました。

伊澤町長は開催地を代表して「御来場いただきました皆さんをはじめ、温かいご支援を頂いている皆さんとともに、これからも双葉郡の真の復興を、進めてまいります」と開会宣言を行いました。

開会式終了後は、各ブースをまわり来場した方々とふれあいました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

岸田総理大臣が新庁舎を視察

9月17日

9月17日、役場新庁舎に岸田文雄総理大臣が来庁され、伊澤町長や3人の若手職員との意見交換を行いました。

伊澤町長は「震災から11年以上が経過しますが、双葉町の復興はこれからです。政府におかれては復興庁が先導となって、町内全域の避難指示解除に向けた検討の加速と、復興への取り組みを予算・制度面からこれまで以上に支援していただくようお願いいたします」と述べました。

秋葉賢也復興大臣、太田房江経済産業副大臣、内堀雅雄福島県知事が同行されました。



永岡文部科学大臣来庁

9月14日

9月14日、役場新庁舎に永岡桂子文部科学大臣が来庁され、伊澤町長、館下教育長と懇談されました。大沼博文県教育長も同席されました。

伊澤町長は「教育は町の未来を担う子どもたちのために欠かせないものであり、町内における学校再開、被災児童の学びの継続へ取り組んでまいりますので、文部科学省においてもご支援いただきたい。また、原子力損害賠償についても町民の救済が速やかに行われるよう文部科学省でも取り組んでいただきたい」と強く要望しました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

行政区長会からの要望書を手交

9月13日

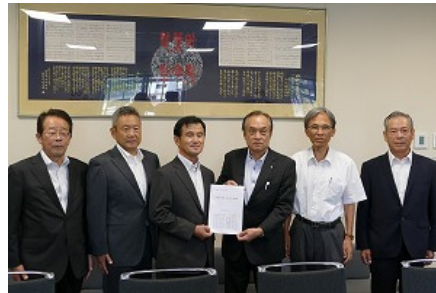
9月13日、行政区長会を代表して木幡敏郎会長、箭内充副会長、作本信一事務局長、井戸川則隆会計、田中信一幹事の役員が代表して役場新庁舎を訪れ、伊澤町長に双葉町の復興・再生に向けた要望書を提出しました。

要望事項として、

- 1 帰還困難区域の除染・家屋解体の加速化推進について
- 2 被災者生活再建支援金制度の取り組みについて
- 3 安全・安心に住み続けられるための除染放射線対策について
- 4 高速道路無料化措置の延長について
- 5 固定資産税の減免措置について
- 6 農地のほ場整備の推進について
- 7 除染後の解体された空き地等の除草・管理について

が提出されました。

伊澤町長は、「行政区の代表としての皆さんからの要望について、できる限り実現できるよう努力したい」と述べました。



西村環境大臣ほか来庁

9月12日

9月12日、役場新庁舎に西村明宏環境大臣、小林茂樹環境副大臣、柳本顯環境大臣政務官が来庁され、伊澤町長と意見交換を行いました。

伊澤町長は「環境省におかれては、帰還困難区域の避難指示解除に向けた除染等の取り組み、除去土壌の県外最終処分に向けた取り組み、ALPS処理水の海洋放出にあたってのモニタリングを重点的に取り組んでいただきたい」と要望し、「西村大臣、小林副大臣、柳本政務官におかれましては、双葉町、福島復興に全力で取り組んでいただきますようお願いいたします」と述べました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

駅西住宅を内覧

9月8日

9月8日、10月1日から一部入居が開始される駅西地区に建設中の災害公営住宅の内覧会が行われ現地において関係者が住宅等の内覧を行いました。

伊澤町長は、担当者から説明を聞きながら住宅内の各部屋を回り、間取りや収納、日当たり、周辺環境などについて確認しました。



双葉中学校生徒との意見交換

9月6日

9月6日、校外学習のため双葉中学校の生徒9人が教職員の引率のもと双葉町内を訪れました。生徒の皆さんは役場新庁舎内を見学し、応接室にて伊澤町長と意見交換を行いました。

伊澤町長は生徒の皆さんに歓迎の言葉を述べ、双葉町の震災からの復興や今後のまちづくりについて説明し、生徒たちからの質問に答えました。



新庁舎で業務開始

9月5日

9月5日、震災から11年5カ月ぶりに双葉町役場新庁舎での業務を開始しました。

業務開始前に2階大会議室において辞令交付式が行われ、続いて伊澤町長が職員に対し「戻って終わりではなく、これから住民の皆さんが住みやすい、住んで良かったと思えるような町内の環境整備に地に足をつけて取り組まなければならない。職員一人ひとりが自覚を持って町民の皆さんの奉仕者として業務に取り組んでほしい」と訓示を行いました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

大沼県教育長との懇談

9月2日

9月2日、町立学校仮設校舎に大沼博文福島県教育長が来校され、伊澤町長との懇談、学校視察が行われました。

懇談では、伊澤町長が大沼教育長にいわき市での学校再開までの経過について説明し、「町内における学校再開については、今後町民の皆さんの帰還状況や子育て世帯の転入などを確認しながら、学校の場所や規模について今後検討していく予定です」と述べ、今後ともご支援いただくようお願いしました。



双葉町民の避難状況（9月30日現在）

【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	13	福井県	2	広島県	3
青森県	18	山梨県	14	山口県	3
岩手県	10	長野県	13	徳島県	-
宮城県	245	岐阜県	7	香川県	-
秋田県	12	静岡県	27	愛媛県	5
山形県	18	愛知県	12	高知県	-
茨城県	454	三重県	1	福岡県	8
栃木県	151	滋賀県	1	佐賀県	3
群馬県	37	京都府	12	長崎県	5
埼玉県	754	大阪府	8	熊本県	1
千葉県	161	兵庫県	2	大分県	4
東京都	363	奈良県	1	宮崎県	4
神奈川県	164	和歌山県	-	鹿児島県	12
新潟県	120	鳥取県	-	沖縄県	4
富山県	11	島根県	13	国外	6
石川県	11	岡山県	4	合計	2,717

(前月 2,721)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	228	鏡石町	15	広野町	37
会津若松市	41	天栄村	3	檜葉町	13
郡山市	618	下郷町	2	富岡町	11
いわき市	2,129	只見町	2	川内村	3
白河市	178	猪苗代町	4	大熊町	4
須賀川市	63	会津坂下町	12	双葉町	6
喜多方市	6	会津美里町	2	浪江町	6
相馬市	53	西郷村	31	葛尾村	1
二本松市	16	泉崎村	8	新地町	8
田村市	15	中島村	2	合計	3,937
南相馬市	266	矢吹町	24		(前月 3,944)
伊達市	14	棚倉町	14		
本宮市	43	埴町	7		
桑折町	4	平田村	4		
川俣町	1	三春町	31		
大玉村	11	小野町	1		

避難者総数

6,654

(前月 6,665)

10月30日(日)投開票

第22回福島県知事選挙

福島県議会議員補欠選挙 (郡山市選挙区、双葉郡選挙区)

～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

- 期 間 県知事選挙 **10月14日(金)～28日(金)**
 県議会議員補欠選挙 **10月21日(金)～28日(金)**
 ※どちらも土・日を除く。
- 時 間 **午前8時30分～午後5時30分**
- 場 所 三条市選挙管理委員会事務局 (三条市役所三条庁舎3階)

手続き



①投票用紙一式を請求する。

避難元自治体の選挙管理委員会から届く「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて投函してください。

②投票用紙一式を受け取る。

避難元自治体の選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書」が郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会事務局で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を避難元自治体に送る必要があります。投票日当日、避難元自治体の投票所が閉じるまでに届かないと無効になりますので、**早めの投票をお願いします。**



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

県外避難者の受入状況

■市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	782	燕市	49	聖籠町	-
長岡市	182	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	61	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	468	五泉市	16	阿賀町	-
新発田市	141	上越市	22	出雲崎町	-
小千谷市	7	阿賀野市	32	湯沢町	7
加茂市	9	佐渡市	23	津南町	-
十日町市	13	魚沼市	2	刈羽村	22
見附市	14	南魚沼市	3	関川村	-
村上市	39	胎内市	28	粟島浦村	-
		合計	1,935		

(前月 1,940)

9月30日現在

区分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	5
2 借上げ仮設住宅	32
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	1,898
1+2+3 (市町村把握分)	1,935
4 病院	0
5 社会福祉施設	3
合計	1,938

(前月 1,943)

問い合わせ

防災局 防災企画課 防災事業係

TEL 025-282-1606

高齢者等の命と健康を守るため
基本的感染対策を実施

新型コロナ 県民の皆様へのお願い

- ✓ **基本的な感染防止対策**を徹底
- ✓ **積極的なワクチン接種**を(特に**高齢者**と**小児**)
- ✓ **抗原定性検査キットによる自己検査**・**陽性者登録センターの活用**を
- ✓ **体調不良時は**・・
 - ・出勤や登校を**しない**
 - ・飲み会やイベント**不参加**を徹底
(家族が濃厚接触者や体調不良の場合も不参加)
- ✓ 家庭内でも**こまめな換気**を

三条市に避難している世帯数と人数(2022.10.12現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	4	8
合計	26	61

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511